

## 会 議 録

会議の名称		第2回常総運動公園・常総広域地域交流センター指定管理者選 定委員会		
開催日時		令和3年5月24日（月） 開会：午後2時 閉会：午後3時18分		
開催場所		常総地方広域市町村圏事務組合 常総運動公園スポーツセンター内2階ミーティングルーム		
事務局 （担当課）		施設課		
出席者	委員	腰塚委員長、登坂副委員長、近藤委員、横瀬委員、 豊島委員、西田委員、吉田委員、田中委員、渡邊委員 以上9名		
	事務局	山中事務局長、瀬崎事務局次長 樋口施設課長、野口副参事、野村主査兼係長 以上5名		
公開・非公開 の状況		公開	傍聴者数	4人
会議次第		1 開会 2 あいさつ 3 協議事項 (1) 常総運動公園・常総広域地域交流センター管理運営事 業事業者募集について (2) その他 4 閉会		

1 開会

2 あいさつ

委員長

※前回の会議録の内容を確認し、公表することとした。

3 協議事項

(1) 常総運動公園・常総広域地域交流センター管理運営事業事業者募集  
について

前回配付資料からの変更点及び新たに配付した資料の概要について  
説明

委員長：資料No.3は、交流センターの管理業務の基準、資料No.4は、運動公園の基本協定書、資料No.5は、運動公園と交流センターの指定管理業務に関する基本協定書とありますが、資料は重複していませんか。

事務局：前回お示しさせていただいた資料No.1は、P-PFIと指定管理を合わせた募集要項となります。資料No.2は、常総運動公園の指定管理者が行う管理業務の基準で指定管理の仕様書になるものです。資料No.3は、交流センターの指定管理者が行う管理業務の基準で指定管理の仕様書になるものです。今回は、資料No.4と資料No.5の基本協定書が作成段階でありましたが、今回、案が整いましたので、追加でお示しさせていただきました。資料No.4は、P-PFIに関する事業のみの基本協定書の案となります。資料No.5は、指定管理に関する基本協定書の案となります。

委員長：資料に大きな変更がなければ、本日お配りしたものを応募者に配付するという事です。何かございますか。

委員：選定基準ですが、配点の置き方を高いところとそうでないところを  
考えてみてはどうかと思います。

委員長：具体的にはどう考えていますか。

委員：P-PFIの部分では、全体計画の①から③の部分が15点、次の全体計画と資金調達計画及び事業収支計画を含めて10点、公募対象公園施設に関する計画が20点、特定公園施設に関する計画が20点、利便増進施設に関する計画と公園及び施設の管理運営計画が20点、価額提案の1から3が10点、価額提案の4が5点となっています。今回の資料を拝見していると公募対象公園施設に関する計画がメインになると思います。特定公園施設に関する計画は、公募対象公園施設に比べれば面積的にも内容的にも比重が落ちると思います。

利便増進施設についても全体の事業の中で言うとウエートはそれほど高くないと思います。このようなことから考えますと、2番目の全体計画と資金調達計画及び事業収支計画のウエートをもう少し高めること。公募対象公園施設に関する計画のウエートをもう少し高めること。その結果、どこかを減らさなくてはなりませんので、特定公園施設に関する計画、利便増進施設に関する計画と公園及び施設の管理運営計画のところを少し下げて、増やすべきところの配点を厚くしなければと思いました。指定管理の部分ですが、審査項目1から11まであり、1と2は10点ずつで、3から11は20点ずつの配点となっています。指定管理でありますので、4の施設の管理に関する事項、5の施設の運営に関する事項は配点が厚くても良いと感じます。減らさなければならぬ部分は、6の情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項、7の緊急時における対策に関する事項、8の環境問題への取組は少し下げるということです。9の自主事業実施計画に関する事項は、大事な部分ではありますが、重点的な部分に厚く配点するためには、ここも少し減らしてはいかがかと感じました。

委員 長：事務局に伺いますが、このような配点で行いますと、公募する際に公表するのですか。

事務局：こちら公表します。

委員 長：我々で配点を相談して決めましようとはいかないのですね。公募前に決めなくてはいけないのですね。

事務局：前回、採点する際、指定管理の部分はそれぞれ200点満点で合わせて400点満点ですが、合わせて200点満点の2分の1とするという話もありました。その際、委員長から前もって協議して決めてはどうかという話もありました。

委員 長：難しい問題です。前回も言いましたが、話を聞きながら採点すると、ここが良いと思ったところが高得点にならない場合があります。細かく決めてしまうとそのようなことが起こります。応募する側にとっては、このような配点ですと細かい部分まであったほうが手は上がると思います。やや優など何点、何点と配点まではいらない気がします。どこに重きをおいて配点しますというくらいで良いという気がしないでもないです。大切なことでもありますので、忌憚のないご意見を伺いたいと思います。

実際に何点、何点と配点されていますが、皆様のご意見を伺いたいと思います。事務局では考えがあったと思いますが、どうでしょう

か。

事務局：事務局の考え方としましては、作成した配点ですと計画内容に対する配分が比較的なだらかということがございますので、もう少し審査の視点の中身を細かく見たうえで配点方法を見直したいと考えます。

委員長：見直した最終案について、また皆様にご意見を伺うというのも時間がかかってしまいます。今のご意見を入れて見直しますが、どのように変えるかを言わないで同意が取れるかということがあります。まだラフな段階なので、例えば整備管理運営計画の配点を少し大きくしますとかありましたが、公表するには配点まであり細かすぎると思います。今までも公募をしています、どのような項目で行いますとは言っても、ここを何点にしますとは言わないと思います。ほぼ同じような重みで、このような項目を考えます。あるいは、ここに重きを置いてというようなことです。私は、何度か守谷市に関係した公募を委員長として行っていますが、配点までした覚えはないです。私の記憶では、中心地の利活用のプロジェクトを求めるときに、このような点を審査しますと書きましたが、これが何点ですという言い方はしなかったと思います。内々には配点を作った始めましたが、あまり細かくするとなにか違うよなということで、皆で修正するなどして決めた記憶があります。事務局ももう少し精査したいということであるなら、もう一度、点の配分を考え直したものを公表する前に皆さんにお見せしてご意見を伺って修正するというのが一番良いでしょうか。事務局にお任せするといっても皆さんがこれで審査をするのですから、それではまずいと思いません。事務的には間に合いますか。

委員：今、委員長からありましたように、当然、優劣は付けるしかないので評定は必要だと思います。ただ、配分の部分で20点がよいのか10点がよいのかよりも、評定の内訳の部分、例えば10点満点だとすれば優が10点、劣が1点で普通が6点です。そのバランスの部分、20点となった場合、優が20点、劣が1点、普通が12点です。提案を聞いても審査をしても普通が多くなると配分で大きな違いが出てきてしまうので、その辺もご検討いただければと思います。

委員長：私は、やや優は何点、普通は何点ということは公表しなくても良いと思います。我々で審査するときになって、このように行いましょうでよろしいと思います。公表するにしてもこの項目は何点ということは公表しても良いと思いますが、中身の配点は削っても良いと

思います。ここまでやる必要はないと思います。

委員：応募者が1社でも同じ審査をするのですか。比較することはできません。

事務局：1社のみでも審査は行っていただきます。

委員長：基準に達しているかどうか審査しなくてはなりません。

事務局：審査の方法も1社であっても複数あっても同じ方法となります。

委員：最終的に複数社から提案された場合、優劣は付けますが、その結果はどのような公表の仕方ですか。点数で公表するのですか。いろいろあると思いますが、こちらのほうがこの点が優位でしたと出すのか。どのような公表の仕方となるのですか。

事務局：公表の仕方としましては、応募のあった全ての団体に対する評価点を公表させていただきたいと考えています。

委員：評価点だけですか。

事務局：内訳も公表させていただきます。採点の方法ですが資料No.1の募集要項に記載させていただいていますが、P-PFIに関する総合点、指定管理業務に関する業務の総合点、それぞれ別に合計を出していただいて、どちらも60点以下の場合は適格者なしということで、判断させていただきます。6割を超える提案があった場合は適格者ありとなります。

委員：事務局の考えている選定方法は分かったつもりですが、指定管理の公募をしたときに、配点表を公表して行うパターン、そうでないパターンがあり、その部分の議論はこの委員会ではしないので、公表することは決定事項と思ってよろしいですか。それとも事前公表自体も議論できるのでしょうか。

事務局：事務局としましては、今回の指定管理者制度プラスP-PFIの募集につきまして、他の自治体の募集要項を参考としながら作成してきました。その中で、どのようなことに重きを置くかなど採点基準についても当初の公募をしたとき参考資料として公表されていまして、我々としては通常の公募の仕方として最初の段階で選定基準についてもお示しする方向で進めてきてしまった次第です。

委員長：ここで決めて良いことかどうかという質問です。事務局で決めたのでこのとおりにやってくださいということなのか、公表の仕方まで決められるのかということです。

事務局：組合としましては、応募のあった書類を審査していただくのはここにいる委員の皆様ですので、選定される際に、どこを見るべきなの

か、そこに対してどのような点数付けをしなければいけないのかということに関しましては、委員の皆様のお考えを出していただければと思います。この場で選定内容について、ご協議していただければと思います。

委員長：選考の仕方は客観的なことも含めて公表したいというのが事務局の主旨だと思ってよろしいですね。

委員：守谷市の場合は、項目ごとの配点までは示していたように思います。優、劣、普通までは行っていなかったことが多かったと思います。審査結果の公表ですが、1番はここです。2番はここですとまでは公表しますが、それ以下は固有名詞でなく、差し障りのない公表だったと思います。

委員長：私が携わったものは総合点だけでした。それも全社でなく、上位3社までとかでした。1位と2位と3位はこのくらいの差でということでした。その辺も踏まえてここで皆様のご意見を集約して決めないと進まないで、ご意見をいただければと思います。私は評定の優劣まで公表する必要はなく、各項目は何点ですとすればよろしいと思います。優劣の付け方は皆さんに集まってお聞き、評価するとき、このくらいを目安にしましょうということによろしいと思いますがよろしいですか。

「はい。」と呼ぶものあり

委員長：評価の重みが違うのではないかという話があって、ここで議論して意見を集約すれば良いのですが、なかったら事務局に練り直してもらい、皆さんに配付していただき了承を得るということです。そういうことも含めて、ここで集約できるのであればしたいと思います。先ほどの意見では、整備管理運営計画に重きを置いたら如何かということです。また、経営方針に関する事項と施設管理に関する事項について、少し重きを置いたらどうかということでしたかがどうですか。

委員：P-PFIでは上から2段目の(1)全体計画の④事業の実施体制、⑤事業スケジュール、⑥リスク管理、(6)資金調達計画及び事業収支計画は現在10点ですが、ここをもう少し厚くしてはいかがかということが1点目です。次の整備・管理運営計画の施設の整備計画の公募対象公園施設に関する計画は、P-PFIの本体事業でありますので20点ですが、もう少し厚めにしてはどうかと思います。特定公園施設に関する計画は、全体事業から見ると小さくなる可能性が高くなると思いますので、ここは下げても良いと思います。同様に施

設の管理運営計画のうちの(4)利便増進施設に関する計画、(5)公園及び施設の管理運営計画ですが、利便増進施設に関する計画は、ウェートがないと思いますので、20点を下げても良いと思っています。次に指定管理ですが、4の施設の管理に関する事項は、職員の配置及び業務分担に関する計画、勤務体制に関する計画など大変重要なことだと思いますので、ここは厚めに配点したら良いと思います。5の施設の運営に関する事項は20点ですが、ここも厚めに配点してはいかがかと思います。この結果、どこかを下げなくてはなりませんので、6の情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項、7の緊急事態における対策に関する事項、8の環境問題への取組、9の自主事業に関する事項を下げてもトータルの200点にしてはどうかと思います。

委員長：この評価について、他の皆さんのご意見も伺いたいと思います。まだ集約しようとは思っていません。

確かに、情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項は1行ですし、環境問題への取組も一行です。評価は選定の大事な部分でありますので、見直しをしたほうがよろしいと思います。

審査の視点が沢山あるものとなないものがありますが、作る側としてはどうですか。

事務局：様式集に沿って、このような配点になるようにしています。主な審査の配点を見ていただきながら点数を付けていただければと思います。

委員：口頭での見直しでなく、修正案を紙ベースで出してもらい検討したいと思います。

委員長：原案がなく議論することは難しいので、皆さんから、もっとここに重きをおいたほうが良いというような意見を出していただき、事務局でまとめていただいて、皆さんに文書で見えていただき、了解を取り、そのうえで公表するという事で間に合いますか。

事務局：今週お時間をいただき、皆様に文書で報告します。

委員長：今週中に事務局でまとめていただき、皆様に配付する前提で、皆様にご意見を伺います。

応募する立場に立つとこれだけ様式がありますので大変です。提出資料は15部となっていますが、それだけ必要ですか。

事務局：委員の皆様の方と事務局分です。

事務局：委員の皆様には提案者の団体名を伏せた状態で選定していただきます。

委員長：審査項目に入れたほうが良いというものがあればお願いします。なお、本日の資料については問題がなかったということで、選定基準については見直しをして後で集まりはしませんが皆様のご了解を得て進めたいと思います。

6の情報公開及び個人情報保護の措置に関する事項は、20点も必要でしょうか。応募する側は気を付けますと書けば良いというような気がします。環境問題への取組は、いろいろありますので、文書ひとことで済ませないほうがよろしい気がします。しかし、ごみ処理施設の余熱を活用していますので、すでに省エネになっていると思います。項目としてはあるべきですが、20点も必要はないのご意見があり、私もそのように思います。

それと本日は常総運動公園の指定管理料が提案されており、審査の視点はいくつも項目はありませんが、財政負担をされている市町村の方は大変な問題だと思います。20点あるのは分かりますが、もう少し項目を入れるかということがあります。これは様式Ⅲ - ③に含まれているのですか。これと資金調達計画及び収支計画と関係すると思いますが、いかがですか。コロナウイルス感染症が蔓延してから利用者は少なく、その前の利用者数で算定したと思いますが、料金改定があり、改訂後の試算で指定管理料がこのようになりましたということによろしいですか。

応募者から、このくらいでということ提案させるため、この指定管理料が記載されているのですか。

事務局：お示した指定管理料は運動公園、交流センターとも上限をお示しましたが、応募団体でそれを下回る提案、この後コロナウイルス感染症が収束した場合、利用料金が大きく膨らんだ時に何割かを組合に納付金としてお返しすると言いう提案も評価したいところです。

委員長：収支計画はどう関係するのですか。指定管理料に限った部分だけを評価するのですか。これはP - PFIに関する収支計画ですか。

事務局：1枚目はP - PFIに関する収支計画です。

委員：様式はP - PFIと指定管理者と共通ですか。

事務局：様式のⅠの部分は共通で、Ⅱの部分がP - PFI、Ⅲの部分が指定管理者となります。

委員：指定管理ですが、環境問題への取組の配点は20点ですが、ここにごみ処理場があり、ごみ行政の中で行う事業であると思います。環境問題への取組は、提案者において十二分に検討してもらう必要が



あります。もう少し審査の視点を記載していただきたいです。ここに常総環境センターがありますので、環境問題への取組はしっかりとやっていたかなくてはなりません。

委員長：どのように記載しますか。

委員：指定管理される中で、ごみが出ます。分別と減量に力を入れて事業者にはやっていたかなくてはなりません。

委員：企業の財務体質は気にしなくてよろしいですか。

委員長：入れたほうが良いと思います。親会社がいる場合は、親会社の状況も記載していただいていたいました。

事務局：どこの項目に入れるかです。

委員：全体計画に入れるしかないと思います。

委員長：事業の実績はあったほうがよろしいですが、守谷市での公募の際も実績はないが熱意というか、いろいろと考えておられる団体がいてそこにした経緯もありました。プレゼンテーションを聞いて、皆さんが判断していただくことが一番良いと思います。

本日は選定基準をまとめるというより、ご意見をいただきましたので、再度、事務局に本日のご意見を入れて練っていただき、皆さんに配付したいと思います。本日は審査基準に焦点を当てましたが、その他にお気づきの点がありましたら、お伺いして、これで認めていただき、評価基準を確認していただき6月1日に公表するかたちになります。

事務局：公表の結果の仕方の確認をお願いします。

委員長：審査結果の公表ですが、審査しているとき、議論できると思いますが、公募の段階ではっきりとさせておいてもよろしいと思います。私の考えでは総合点でよろしいと思います。各項目について何点でしたというところまではいらないと思います。審査をしてみると多少の欠点があっても、これが良いと皆様が思って選ぶことが多いと思います。この評価項目は何点ですということを開示しないということではありませんが、そこまではしなくて総合点だけで良いと私は思います。勿論皆様のご意見をいただき、決めておきたいと思います。

委員：私は委員長のおっしゃるとおり総合点だけで良いと思います。

委員長：よろしいですか。

「はい。」と呼ぶものあり

委員長：では、総合点を出して公表したいと思います。

事務局：点数の公表は、配点まででなく総合点だけでよろしいのですか。

委員長：トータルの総合点だけです。6月1日には、このような評価項目で、このような重みで評価しますと公表します。その原案を事務局に作っていただきます。その他ありませんか。

事務局：選定基準以外の資料No.1から12におきまして、本日、中身を確定させていただいたうえで、事務局としても6月1日の公募を向かえるまで、中身を再チェックしたいと思っています。その中で言いまわし、誤字脱字といった細かな変更点が生じた場合は、委員長に報告して変更部分の承認を取らせていただুকたちでよろしいでしょうか。

委員長：軽微なところは、出てくる可能性があるので、それでよろしいでしょうか。

「はい。」と呼ぶものあり

委員長：では、それは認めていただきました。

## (2) その他

委員長：(2)その他ですが、ご意見等ありませんか。

(意見なし)

委員長：それでは、以上で第2回常総運動公園・常総広域地域交流センター指定管理者選定委員会を閉会します。